納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書

（免除届出用）（一般措置）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
		※	※

※欄には記載しないでください。

租税特別措置法施行令 第40条の８第37項 第40条の８の２第43項 の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付してください。)	事由が生じた 年　月　日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税額
	□ 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円

（裏）

租税特別措置法第70条の７第15項第３号又は第70条の７の２第16項第２号（第70条の７の４第12項において準用する場合を含みます。）に係る免除届出書を提出する場合においては、対象非上場株式等の全てを贈与したときに限りこの明細書を提出してください。

１　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

イ　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。

ロ　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。

ハ　「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

２　「期限の到来した事由」中

イ　「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第70条の７第４項第１号又は第70条の７の２第４項第１号（第70条の７の４第３項において準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

ロ　「適格合併・適格交換等」とは、同法第70条の７第４項第２号又は第70条の７の２第４項第２号(第70条の７の４第３項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ハ　「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の７第５項第２号又は第70条の７の２第５項第２号(第70条の７の４第３項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ニ　「合併により消滅」とは、同法第70条の７第５項第３号又は第70条の７の２第５項第３号(第70条の７の４第３項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ホ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の７第５項第４号又は第70条の７の２第５項第４号(第70条の７の４第３項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ヘ　「会社分割」とは、同法第70条の７第５項第５号又は第70条の７の２第５項第５号(第70条の７の４第３項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ト　「組織変更」とは、同法第70条の７第５項第６号又は第70条の７の２第５項第６号(第70条の７の４第３項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

３　「事由が生じた年月日」とは、

イ　「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。

ロ　「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。

ハ　「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。

ニ　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。

ホ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。

ヘ　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。

ト　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

４　「死亡等の日」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の８第37項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の７第15項第２号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の７第15項第３号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第１項又は同法第70条の７の５第１項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同法第70条の７第15項第３号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の７の２第１項）又は非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の８の２第43項若しくは第40条の８の４第21項において準用する同令第40条の８の２第43項の経営承継相続人等若しくは経営相続承継受贈者が死亡した日又はこれらの者が租税特別措置法第70条の７の２第16項第２号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

（注）　経営承継受贈者、経営承継受贈者に係る贈与者又は経営承継相続人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。